

令和7年第8回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年8月5日 開会

令和7年8月5日 閉会

令和7年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月5日（火）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）非農地証明願について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
（4）農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認
申請について
（5）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（6）農業振興地域整備計画（令和7年度第1回目）の変更に伴う
意見について
（7）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契
約）
（8）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（移転）
（9）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

- 日程第4 議案第1号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
- 日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 農業振興地域整備計画（令和7年度第1回目）の変更に伴う意見について
- 日程第10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
- 日程第11 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（移転）
- 日程第12 議案第9号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和7年8月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

- 議長** それでは、これから令和7年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
- ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
- お諮りいたします。
- 日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日 1 日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号 12 番廣口委員及び議席番号 13 番花檀委員を指名いたします。

◎報告

議長

日程第 3、報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題とします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長

報告事項が終わりました。

◎議案第 1 号

議長

議案の審議に入ります。

日程第 4、議案第 1 号、非農地証明願についてを議題といたします。

申請番号 1 について、概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

現地調査の結果を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

申請番号 1 について御報告いたします。

この農地なんですが、もともと木が結構生えていたりしましたが、今は伐採されており、一見すると農地に使えそうに見えるんですけど、根などを掘り起こさないと使用が難しく、しかも県道側で狭い農地であるため、今後、農地として使われる見込みがないため、非農地として見てもいいと思います。また、隣接の農地利用者のほうも、それについて問題はないと言っておりました。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号 11 番小山でございます。

先日、現地を視察してまいりましたが、ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、非農地とすることに問題はございません。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。本件土地を非農地として証明することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件土地は非農地として証明することに決定いたしました。

申請番号 2 及び 3 は近接する案件です。よって、これらは一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。

申請番号 2 及び 3 は一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

現地調査の結果を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。

第 1 号議案の 2 と 3 番について説明させていただきます。

先日、現地を確認してまいりました。宅地に隣接しておりまして、かなり荒れた森林になっていましたので、非農地相続だと思われます。近隣の農地にも問題がないと思われますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号 11 番小山です。

先日、一緒に現地を調査してまいりました。ただいまの布施推進委員の説明のとおりでございまして、非農地とすることに何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。本件土地を非農地として証明することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件土地は非農地として証明することに決定いたしました。

◎議案第 2 号

議長 日程第 5 、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担

当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号 1 の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号 1 について御説明をいたします。

売買による所有権移転ということで、先ほど訂正がございました。譲渡人は土地の処分をしたいこと、それから、譲受人が自宅から近く利便性がよいため取得したいとのことで話がまとまり、売買する運びになりました。

先日、現地を確認してきましたところ、成東の田のほうにつきましては、譲受人が既に耕作をしております。今後も継続して耕作をする予定だそうです。また、湯坂の田んぼにつきましては、現在不耕作中ですが、今後、耕作を計画しているということでございます。地元といたしましては何ら問題はございませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 17 番井野委員に求めます。

井野委員

17 番井野です。

ただいまの推進委員の説明のとおりであり、地元としては何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 2 の報告を川津推進委員に求めます。
- 川津推進委員** 隣接地区担当推進委員の川津でございます。
申請番号 2 について説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲受人は、新規法人でイチゴの生産経験がある譲渡人が社員として加わり、法人として引き継ぎ、イチゴの生産を行っていく予定だということです。地区といたしましては何ら問題がないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長** 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 12 番廣口委員に求めます。
- 廣口委員** 12 番の廣口です。
ただいま川津推進委員のほうから報告があったとおりで、地元としては何ら問題はございません。
権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いします。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 2 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 3 及び 4 は、関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号 3 及び 4 を一括審議としてよろしいでしょうか。
- (異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号3及び4は一括審議いたします。

申請番号3及び4の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号3及び4について御説明いたします。

この案件は、売買による所有権の移転です。譲渡人は高齢であり、耕作もできないため、また、譲受人は自分の耕作地から近く、現在、譲渡人から借りた田んぼを耕作しております。利便性もよいため取得したいとのことで両者の話がまとまり、売買を行うこととなりました。現地につきましては何ら問題ございませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席11番小山でございます。

ただいま櫻田推進委員が説明しましたとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3及び4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号 5 について御説明いたします。

こちらの案件も売買による所有権の移転です。譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないため、譲受人は自分の所有する畠に隣接しており、なお、既に耕作をして大豆を作っております。現地確認いたしました。現地といたしましては何ら問題がございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明しましたとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 5 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 6 及び 7 は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号 6 及び 7 を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号 6 及び 7 は一括審議といいたします。

申請番号6及び7の報告を小野崎推進委員に求めます。

小野崎推進委員

地区担当推進委員の小野崎です。

申請番号6及び7について説明いたします。

2つの案件は、贈与による所有権の移転で、それぞれ自身の農地を交換し合い、お互い集約を図り利便性を向上させようという申請です。

現地確認をし、なおかつ当事者と話合いをしましたが、お互いにとって大変よい話だというふうに思っております。地元としても何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号2番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番の佐瀬です。

ただいま小野崎推進委員の説明のとおりでございます。私も先日現地を確認しまして、問題ないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号8の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員

推進委員の小川です。

ナンバー8の説明をさせていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人は高齢であり、規模縮小したいとのことです。また、譲受人は規模拡大の為とのことです。私は両方とも知っている人で、また常日頃から、この売買の土地もよく分かっておりますので、地元としては何ら問題がないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 15 番小川委員に求めます。

小川委員

15 番の小川です。

ただいま推進委員が説明したとおりで、何の問題もありません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 8 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 9 から 13 は、日程第 7 、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について及び日程第 8 、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号 3 から 7 と同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号 9 から 13 は、日程第 8 、議案第 5 号において審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号 9 から 13 は、日程第 8 において審議することといたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。
議案第3号、申請番号1について説明いたします。
本日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、営農型太陽光発電の3年間の更新申請です。パネルの下では、主に落花生、ソラマメを生産していくとのことです。農地はよく耕作されており、生育はおおむね順調のようですので、特に問題はないと思われます。
以上です。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を石井委員に求めます。

石井委員 議席番号9番石井です。
先日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号1についてですが、内容は、先ほど川島推進委員が説明したとおりです。本件は一時的な利用であることから、農地法第4条第6項ただし書及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

この議案は、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号9から13及び日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号3から7と同一事業でございます。

お諮りいたします。本議案は、日程第8、議案第5号において審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

本議案は、日程第8において審議することといたします。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を山下推進委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

議案第5号、申請番号1について説明いたします。

こちらは第1種農地への駐車場設置を目的とした申請です。先日、現地を確認してきました。譲受人は、家族に介護をする者がおり、介護タクシーを利用することになりましたが、自宅玄関脇には乗降するスペースがないため、介護タクシーの乗降が可能な駐車場を確保するため、申請に至りました。隣接農地はなく、地元としても問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番布施でございます。
先日、現地を確認してきました。議案第5号、申請番号1についてですが、内容は先ほど山下推進委員が説明したとおりでございます。

本件は第1種農地への駐車場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な設備で、集落に接続して設置されているものは許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号 2 について説明いたします。
こちらの申請につきましては、第 3 種農地への専用住宅 1 棟の建築を目的とした使用貸借の設定です。先日、現地を確認してまいりました。譲受人は、現在市外に居住しておりますが、実家が本件土地の近隣にあり、将来的なことを考慮して、実家に近く親が所有している土地に家を建てたいということでこの申請に至りました。
近隣農地所有者につきましても許可を得られておりますので、地元としては何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号 10 番布施でございます。
先日、現地を確認してきました。議案第 5 号、申請番号 2 についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりでございます。本件は第 3 種農地への住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 2 を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3から7は同一事業でございます。よって、一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。これらの案件は一括審議といたします。

また、本件は、日程第5及び日程第7においてお諮りしたとおり、議案第2号の申請番号9から13及び議案第4号と併せて審議いたします。

事務局の概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を川島推進委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

議案第4号、申請番号1から5及び議案第5号、申請番号3から7について説明します。

譲受人は2018年6月より許可を受け、営農型太陽光発電事業を行っていた事業者であり、令和6年11月に現在の事業者に太陽光発電事業を継承しましたが、資金調達が難しくなり、再度当初の事業者である譲受人が事業を継承し、パネル等の形質は変更せずに、引き続き、申請地において太陽光発電事業を行いたいとのことです。

また、パネルの下ではサツマイモを生産していくということです。農地はよく耕作されており、生育はおおむね順調のようですので、特に問題ないと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を石井委員に求めます。

石井委員

議席番号9番石井です。

先日、現地を確認してまいりました。議案第4号、申請番号1から5及び議案第5号、申請番号3から7についてですが、内容は先ほど川島推進委員が説明したとおりです。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

なお、賃貸借権については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺の農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号の変更承認及び本議案の申請番号3から7については、許可相当として意見を付すこととし、議案第2号、第3条許可申請の申請番号9から13の区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第4号の変更承認及び本議案の申請番号3から7については、許可相当として意見を付すこととし、議案第2号、第3条許可申請の申請番号9から13の区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに決定いたしました。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業振興地域整備計画（令和7年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。

重要変更分の案件番号1及び2は、近接する案件でございます。

お諮りいたします。案件番号1及び2は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。案件番号1及び2は一括して審議いたします。

事業等の概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第6号、番号1及び2について説明いたします。

先日、現地確認をしてまいりました。申請地は現在、登記地目も非農地となっており、周辺農地の影響もそれほどでもない場所ですので、地元としても何ら問題ないと思われます。検討のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を石井委員に求めます。

石井委員

議席番号9番石井です。

本件は、登記地目が非農地であること及び現況も農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号1及び2は非農地でございます。
よって、農地法適用対象外として意見を付すことに御異議の
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付す
ことに決定いたしました。

重要変更分の案件番号3及び4は、隣接する関連事業でござります。

お諮りいたします。案件番号3及び4は一括審議してよろ
しいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。案件番号3及び4は、一括して審
議をいたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

状況の説明を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員 地区担当推進委員の奈良です。
議案第6号、案件番号3及び4について説明いたします。
私、先日、現地調査、確認してまいりました。申請地の内、
宅地部分は現在、登記地目も非農地になっており、実際に宅
地への進入路として使用している状態です。また、畠部分は
申請者住宅の隣接地であり、申請者の長男が結婚し、現在同
居している家が手狭となったため、現在同居している住宅は
長男に譲り、申請者は代わりとなる新住宅を本件土地に建設
したいとのことで、この申請に至りました。

申請者と長男夫婦は、申請者が所有している周囲の農地を
一緒に耕作しており、農地を管理する上で、現在の住宅に近
い土地である必要があったため、本件土地を選定したとのこ
とです。周辺農地への影響という観点から見ても、最小限に
抑えられた計画であると思われます。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を布施委員に求めます。

布施委員

議席番号 10 番布施でございます。

先日、現地を確認してきました。内容につきましては、先ほど奈良推進委員が説明したとおりでございます。進入路部分の登記地目が非農地であること及び現状も農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。そして、畠につきましては、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、転用の許可見込みはあると思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号 3 は非農地でございますので、農地法適用対象外として、案件番号 4 は許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。案件番号 3 は農地法適用対象外として、案件番号 4 は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第 7 号

議長

日程第 10、議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案は原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、農用地利用集積等推進計画案への意見聴取について（移転）を議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

齊藤委員

はい、議長。

議長

齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員

私、松尾の大平地区なんですけど、今回、権利移転を受け法人の栽培の仕方を見ておりますと、小麦にしろ何にしろ、収穫に対する意欲というものが見受けられないんですよね。ただ種をまいて、ぱらぱらっと出たものを収穫して、これで採算が取れるのかなというような作物の作り方をしているように見受けられます。そういうやり方でもよろしいんですね。

(事務局説明)

齊藤委員 以前は結構、周辺農地からの苦情が出ておりました。今はどうかはちょっと分かりませんけれども。

(事務局説明)

小川推進委員 その法人は、私の担当区域にも来ている、蓮沼にも。

齊藤委員 至るところに行っているでしょう。

井野委員 はい、議長。

議長 井野委員、どうぞ。

井野委員 この法人の件は条件付としてはいかがでしょうか。

議長 条件付。

事務局 条件付ですか。

井野委員 はい、管理とかが悪くて近所周囲から批判が出れば、その時点でアウトということで。

(事務局確認)

井野委員 だから、これは条件付にしたほうがいい。そうじゃないと、近所周囲みんなに迷惑がかかってしまうから。

事務局 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。この件については、営農状況の確認が必要であると認めますので、保留としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。本議案は保留といたします。

◎議案第9号

議長 日程第12、議案第9号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 地区担当推進委員の櫻田です。
こちらの案件は新規の申請となります。本人は五木田でネギを主体とした経営を行っております。現在、3反歩から4反歩のネギを栽培しており、新規就農者としては5年ほどになります。近くの大手の農家で修行して五木田に土地を借りて、現在営農しております。私もよく知っています。新規就農者としては、珍しくなりわいとして経営を成り立たせているところであります。
今は規模は小さいけれども、5年後を目指して、3倍ほどに規模を拡大して、所得も3倍から5倍ぐらいを見込んで頑張っております。我々の地区の期待の新規就農者であります。何ら問題ございませんので、審議をよろしくお願ひいたします。
以上です。

議長 次に、番号2の報告を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員

地区担当推進委員の奈良です。

更新の申請となります。奥さんと2人でニンジン、スイカを中心とした経営を行っています。今後の目標として、周辺農地の集積を行い、栽培面積の拡大を図り、新たな栽培品目として春ニンジンの栽培も行っていきたいとのことです。私の畠の隣の方で、よく毎日顔を合わせている方で、今日ちょっとと話してきました。地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本議案は原案のとおり承認することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様からの御意見等ございますか。
いかがですか。

◎閉　　会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。